

計画の基本的な考え方

計画の基本的な考え方

1. 計画の理念と目標

日本国憲法は、基本的人権の尊重を基本理念とし、性による差別をはじめとする一切の差別を禁止するとともに、すべての国民が「法の下に平等」であり個人として尊重されることを「侵すことのできない永久の権利」として保障しています。

また、「男女共同参画社会基本法」は、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「国際的協調」の5つの基本理念を定めています。

本計画は、「日本国憲法」、「男女共同参画社会基本法」及び「八王子ビジョン 2022（2018基本計画改定版）」にうたわれている理念を尊重し、以下のとおり基本目標を掲げています。

基本目標

人がひととして尊重されいきいきと暮らせる

男女共同参画社会の実現をめざして

2. 計画の位置づけと期間

- (1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づき、男女共同参画社会の実現を推進するために、八王子市の行動計画として示すものです。
- (2) 本計画は、DV防止法第2条の3第3項に定められた市町村基本計画として位置づけ、「八王子市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」とします。
- (3) 本計画は、女性活躍推進法第6条第2項に定められた市町村推進計画として位置づけ、「八王子市女性活躍推進計画」とします。
- (4) 本計画は、八王子市基本構想・基本計画である「八王子ビジョン 2022(2018基本計画改定版)」の個別計画として策定しています。
- (5) 本計画は、八王子市男女共同参画施策推進会議からの意見や平成29年度市民意識・実態調査結果、社会情勢の変化などを踏まえて改定を行っています。
- (6) 第3次プランの期間は、平成26(2014)年度から平成35(2023)年度までの10か年としていますので、本計画の期間は後期5か年の平成31(2019)年度から平成35(2023)年度までとします。

年度	平成25年度 2013	平成26年度 2014	平成27年度 2015	平成28年度 2016	平成29年度 2017	平成30年度 2018	平成31年度 2019	平成32年度 2020	平成33年度 2021	平成34年度 2022	平成35年度 2023
計画名	八王子市 基本構想・基本計画 八王子ビジョン2022					八王子市 基本構想・基本計画 八王子ビジョン2022 (2018基本計画改定版)					
						→					
						中間改定					
		男女が共に生きるまち八王子プラン(第3次)					男女が共に生きるまち八王子プラン(第3次) 2019改定版				
					一部改定版 [女性活躍推進計画]						
						→					
						中間改定					

3. 計画の特徴

「平成 29 年度市民意識・実態調査」の結果から、男女共同参画に関する意識の醸成は少しずつ進んでいますが、「いまだに性別による固定的な役割分担意識が根強く残っている」、「配偶者等からの暴力は依然として存在し、被害者が暴力を深刻に受け止めていない」、「女性が働きやすい就労環境の整備が不十分であり、男性の育児・介護休業の取得率も低いなど、ワーク・ライフ・バランスが定着していない」などの課題が引き続き存在することがわかりました。また、若年層の性暴力被害の多様化や、格差、貧困の問題など、さまざまな理由から困難な状況に置かれている人の存在が浮き彫りになりました。このような状況を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた新たな取組も加え、引き続き継続した取組を進めていく必要があります。

本計画の施策を推進するために、以下のとおり取り組みます。

(1) 重点的に推進するべき取組

本計画ではこれまでの 61 の取組を継続して行うとともに、第 3 次プラン策定後に生じた課題に対応するために取組を整理して、64 取組としました。これらを着実に実施していきます。

なお、男女共同参画推進のためには、市のすべての職員が男女共同参画の視点を持つことが重要であることから、次の項目をすべての所管においての取組としています。

- ・性別によらない職務分担等の推進
- ・附属機関等への女性の登用推進
- ・職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

(2) 年次の評価と公表

本計画の計画期間中、年度毎に進捗状況の評価を行い、市民に公表します。評価にあたっては、第三者機関である八王子市男女共同参画施策推進会議から、評価内容についての意見や助言をいただき、男女共同参画施策に資する取組に反映していきます。

(3) 成果指標と数値目標の設定

本計画では、計画全体の進捗度を測るために、指標と数値目標を設定しています。

4. めざす姿

基本目標である「人がひととして尊重されいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現をめざして」のもと、以下の3つの「めざす姿」を定めています。

めざす姿1 男女平等意識を確立し、あらゆる分野で男女が参画できる社会

日本国憲法では、「法の下での平等」がうたわれています。また、男女共同参画社会基本法では、「男女共同参画社会の実現」を21世紀の最重要課題と位置づけています。しかし、人々の意識の中には、性別による固定的な役割分担意識が依然として根強く残っており、男女共同参画社会の実現を阻害する大きな要因の一つとなっています。男女共同参画社会の実現に向け男女平等の意識づくりをすすめ、男女共同参画の意義について市民が理解を深め、性別や年代にかかわらずだれもが、個性や能力を十分に発揮できる社会をめざします。また、さまざまな分野で活躍する女性が増加していますが、方針・意思決定の場への女性の参画は十分とは言えません。一方、家庭での家事・育児・介護などは主に女性が担っており、男性のかかわりは十分ではありません。男女平等意識を確立し、あらゆる分野で男女が参画できる社会をめざします。

めざす姿2 男女が互いに人権を尊重し暴力のない社会

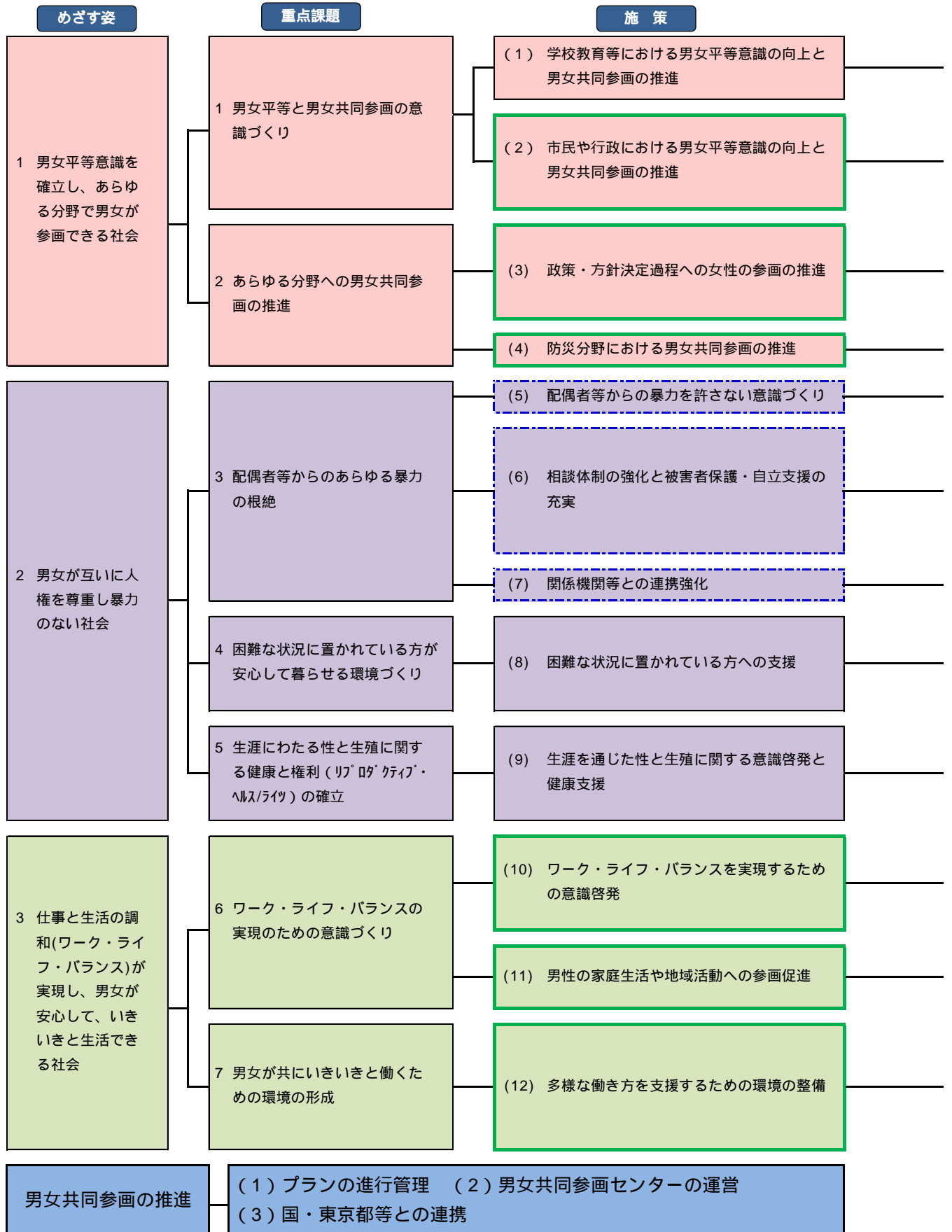
男女が互いに人権を尊重し、誰もが安心して暮らせる環境をつくることは、男女共同参画社会を実現していく上で必要不可欠なことです。しかし、配偶者等からの暴力は、依然として存在しており深刻な社会問題となっています。配偶者等からの暴力をはじめとしたすべての暴力は重大な人権侵害であり、決して許されるものではないという認識を深め、男女が互いに人権を尊重し暴力のない社会をめざします。また、近年では、JKビジネス問題など若年層を対象とした多様化する性暴力の被害や、性的指向・性自認など性に関する偏見や差別により、困難な状況に置かれている人がいます。こうした実態を踏まえ、人権を侵害する行為が生じないよう正しい知識の普及と理解の促進を図り、誰もが安心して暮らせる社会をめざします。

めざす姿3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が実現し、男女が安心して、いきいきと生活できる社会

近年、人々の価値観の多様化や少子高齢化の進行、共働き世帯の増加、生産年齢人口の減少などにより地域や家庭を取り巻く社会環境は大きく変化しています。しかし、妊娠・出産・育児のために離職する女性は約5割で、家事・育児や介護などはいまだ女性の負担が大きい状況です。一方、多くの男性は、長時間労働を強いられ、家庭生活や地域活動にかかわりたくてもかかわれないのが実情であり、男性の働き方の見直しが求められています。このような中、性別による固定的な役割分担にとらわれることなく誰もが社会に参画し、ワーク・ライフ・バランスを実現することがきわめて重要です。男女が共に自分らしい生き方を選択でき、あらゆる世代においてワーク・ライフ・バランスが実現し、男女が安心して、いきいきと生活できる社会をめざします。

5. 体系図

基本目標 人がひととして尊重されいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現をめざして



施策の方向

ページ

	幼児期からの男女平等教育の推進	31P
	学校教育における男女平等教育の推進	31P
	男女共同参画推進のための意識啓発	34P
	男女共同参画推進のための情報提供	34P
	行政における男女共同参画の推進	34P
	市の附属機関等への女性の参画の推進	37P
	政策・方針決定過程への女性の参画の推進に向けた啓発と情報提供	37P
	行政における女性の参画の推進	37P
	男女共同参画の視点に立った災害対策の推進	39P
	配偶者等からの暴力防止のための啓発と情報提供	44P
	相談体制の強化	46P
	被害者の安全確保のための支援	46P
	被害者の自立支援体制の充実	47P
	配偶者暴力相談支援センター機能の検討	47P
	関係機関等との連携による被害者支援の強化	48P
	女性のための相談の実施及び関係機関との連携	52P
	性の商品化やセクシュアル・ハラスメント等性暴力の防止に向けた意識啓発と情報提供	52P
	性の多様性を尊重する意識啓発と理解の促進	53P
	ライフステージに応じた女性の健康支援の充実	56P
	性にかかわる健康と妊娠・出産について小中学生への意識啓発と情報提供	56P
	⑳ 妊娠・出産にかかわる健康についての意識啓発と支援の充実	56P
	㉑ 市民へのワーク・ライフ・バランスについての意識啓発と情報提供	60P
	㉒ 事業者へのワーク・ライフ・バランスについての意識啓発と情報提供	60P
	㉓ 行政におけるワーク・ライフ・バランスの推進	60P
	㉔ 男性に対する家庭生活への参画のための知識習得の推進	64P
	㉕ 男性の地域活動への参画促進	64P
	㉖ 子育て支援の充実	69P
	㉗ 介護への支援の充実	70P
	㉘ 出産・子育て、介護等のために離職した女性への就労支援	70P
	㉙ 女性の就業継続やキャリア形成の促進	71P

は、本市における「女性活躍推進計画」とする。

は、本市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」とする。

6. 指標の一覧

本計画では、計画の進捗度を的確に把握、評価することで、男女共同参画社会の実現に向けた取組を計画的に推進するために、数値目標を設定します。

めざす姿 1 男女平等意識を確立し、あらゆる分野で男女が参画できる社会

重点課題 1 男女平等と男女共同参画の意識づくり

	指 標	策定時の値	現状値	目標値
1	学校教育の場において「男女平等である」と思う人の割合	66.7% (平成 24 年度)	66.8% (平成 29 年度)	80%
2	性別による固定的な役割分担に「反対・どちらかといえば反対」と思う人の割合	47.6% (平成 24 年度)	55.1% (平成 29 年度)	70%

重点課題 2 あらゆる分野への男女共同参画の推進

	指 標	策定時の値	現状値	目標値
3	市が設置する附属機関等における女性の割合	28.1% (平成 24 年度) (男女共同参画課調べ)	33.8% (平成 29 年度) (男女共同参画課調べ)	50%
4	市の女性管理職の割合		13.0% (平成 30 年 4 月) (職員課調べ)	30%

【資料】

- ・ 1~2 男女共同参画に関する市民意識・実態調査（八王子市）
- ・ 4 目標値：次世代法及び女性活躍推進法に基づく八王子市特定事業主行動計画

めざす姿 2 男女が互いに人権を尊重し暴力のない社会

重点課題 3 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶

	指 標	策定時の値	現状値	目標値
5	配偶者等から何度も暴力を受けたことがある人の割合	20.9% (平成 24 年度)	21.2% (平成 29 年度)	0%
6	配偶者等から一、二度暴力を受けたことがある人の割合	30.4% (平成 24 年度)	28.8% (平成 29 年度)	0%

重点課題 4 困難な状況に置かれている方が安心して暮らせる環境づくり

	指 標	策定時の値	現状値	目標値
7	セクシュアル・ハラスメントの被害経験者の割合	8.0% (平成 24 年度)	7.7% (平成 29 年度)	0%

重点課題 5 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の確立

	指 標	策定時の値	現状値	目標値
8	「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」という言葉の認知度	2.6% (平成 24 年度)	2.6% (平成 29 年度)	10%
9	乳がん検診の受診率	30.2% ()	48.1% (平成 28 年度)	50%以上
10	子宮頸がん検診の受診率	35.0% ()	40.7% (平成 28 年度)	50%以上

【資料】

- ・ 5～8 男女共同参画に関する市民意識・実態調査（八王子市）
- ・ 9～10 八王子市 がん予防・がん検診に関する調査（40 歳～69 歳のデータを分析）地域保健・健康増進事業報告
（ ）平成 22 年度 がん予防・がん検診に関する調査及び平成 23 年度 八王子市がん検診受診率より算出

めざす姿3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現し、
男女が安心して、いきいきと生活できる社会

重点課題6 ワーク・ライフ・バランスの実現のための意識づくり

指 標		策定時の値	現状値	目標値
11	理想の生活と現実の生活が一致している人の割合	17.8% ()	41.1% (平成30年度)	50%
12	家事を男性・女性両方で平等に担っている人の割合	13.5% (平成24年度)	14.9% (平成29年度)	40%

重点課題7 男女が共にいきいきと働くための環境の形成

指 標		策定時の値	現状値	目標値
13	保育施設の待機児童数		56人 (平成30年4月) (子どものしあわせ課調べ)	0人 (平成31年4月)
14	育児休業制度を利用したかったができなかった人の割合	13.4% (平成24年度)	12.7% (平成29年度)	5%
15	介護休業制度を利用したかったができなかった人の割合	12.7% (平成24年度)	8.2% (平成29年度)	5%

男女共同参画の推進

指 標		策定時の値	現状値	目標値
16	「男女共同参画社会」という言葉の認知度	48.9% (平成24年度)	55.1% (平成29年度)	80%
17	「男女共同参画センター」を知っている人の割合	16.5% (平成24年度)	17.8% (平成29年度)	40%

【資料】

- ・11 市政世論調査 () 策定時の値は、平成24年度男女共同参画に関する市民意識・実態調査(八王子市)
- ・12、14~17 男女共同参画に関する市民意識・実態調査(八王子市)